

## 平成十二年建設省令第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則

一年法律第八十一号)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 目次

#### 第一章 住宅性能評価

##### 第一節 住宅性能評価 (第一条―第七条の四)

###### 第二章 登録住宅性能評価機関 (第八条―第十二条)

###### 第三節 登録講習機関 (第二十四条―第三十九条)

###### 第四節 住宅型式性能認定 (第四十条―第四十二条)

###### 第五節 登録住宅型式性能認定等機関 (第五十八条)

###### 第六節 認証型式住宅部分等製造者 (第四十一条)

###### 第七節 特別評価方法認定 (第七十八条―第八十三条)

###### 第八節 登録試験機関 (第八十四条―第九十条)

###### 第九節 住宅紛争処理支援センター (第一百十一条)

###### 第十節 権限の委任 (第一百二十五条)

###### 附則

### 第一章 住宅性能評価

#### (住宅性能評価書に記載すべき事項)

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
二 住宅性能評価を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先

三 建設された住宅に係る住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び連絡先

四 住宅性能評価を行った既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)にあっては、当該既存住宅の所有者(当該既存住宅が共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)以外の住宅(以下「共同住宅等」という。)である場合にあっては、住宅性能評価を行った住戸の所有者に限る。)の氏名又は名称及び連絡先

五 住宅性能評価を行った既存住宅にあっては、新築・増築・改築・移転・修繕及び模様替(修繕及び模様替にあっては、軽微なものを除く。)の時における当該既存住宅の建築主、設計者(工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先(国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。)並びにその確認の方法)並びにその確認の方法

六 住宅性能評価を行った住宅の所在地及び名称

七 住宅性能評価を行った住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的な事項で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。)及びその確認の方法

八 住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき事項(以下「性能表示事項」という。)ごとの住宅性能評価の実施の有無

九 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他項目(以下「登録住宅性能評価の際認められた事項」という。)に係る登録住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価を行つた既存住宅の地盤の液状化に係る登録住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に特記すべき事項(前号に掲げるものを除く。)の有無

十 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価を行つた既存住宅の性能その他の登録住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に特記すべき事項(前号に掲げるものを除く。)の有無

十一 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他の登録住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に特記すべき事項(前号に掲げるものを除く。)の有無

十二 住宅性能評価書を交付する登録住宅性能評価機関の名称及び登録の番号

十三 登録住宅性能評価機関の印

十四 住宅性能評価を行つた評議員の氏名

### 十五 住宅性能評価書の交付番号

#### 十六 住宅性能評価書を交付する年月日(住宅性能評価書に付すべき標章)

##### 第二条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で設計住宅性能評価書に係るもの

のは、別記第一号様式に定める標章とする。

##### 第三条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るもの

は、住宅性能評価を行つた住宅が新築住宅である場合は、別記第二号様式に、既存住宅である場合は、別記第三号様式に定める標章とする。

#### (設計住宅性能評価の申請)

##### 第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」という。)の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書(設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価(以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。)にあっては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」といいう。)の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(変更設計住宅性能評価にあっては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」といいう。)を正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価申請添付図書(以下この項において「登録住宅性能評価書」という。)を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

前項の申請は、性能表示事項のうち設計住宅性能評価を希望するもの(住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(以下「必須評価事項」という。)を除く。)を明らかにして、しなければならない。

性能評価を希望するもの(住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(以下「必須評価事項」という。)を除く。)を明らかにして、しなければならない。

性能評価を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の申請のうち、次に掲げるものにあつては、登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを添えなければならない(登録住宅性能評価機関に提出しなければならない)。

前項の申請は、性能表示事項のうち設計住宅性能評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない(登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを添えなければならない)。

前項の規定にかかるわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ(3)の規定により指定されたものを明示することを要しない。

登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるものにあつては、登録住宅性能評価機関が、当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。)に従つて評価されることを要しない。

登録住宅性能評価機関は、登録住宅性能評価の申請にあつては、登録住宅性能評価機関の申請書及びその添付図書の受領について、電子情報処理組織(登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条第五項において同じ。)の使用又は

磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の







設住宅性能評価の実施上の必要に応じて作成した平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書

四 法第六条の二第三項の規定による確認、確認申請書、その添付図書及び確認書の写し

前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。

登録住宅性能評価機関は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。）を、設計住宅性能評価に要したもの（当該登録住宅性能評価機関が行つた建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認に要したもの及び確認書の写しにあつては確認書又は住宅性能評価書を交付した日から五年間、保存しなければならない。

（登録住宅性能評価機関に係る業務の休廃止の届出）

第二十二条 登録住宅性能評価機関は、法第二十条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十四号様式の登録住宅性能評価機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務の廃止等に係る書類の引継ぎ）

第二十三条 登録住宅性能評価機関は、法第二十条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したとき又は法第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、当該業務に係る帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

（登録講習機関）

（登録講習機関に係る登録の申請）

第二十四条 法第二十五条第一項に規定する登録登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の申請）

（登録講習機関登録申請書）

第二十五条 法第二十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、前条に規定する事項において準用する法第十条第二項の規定により法第二十七条第二項第二号から第四号までに

一定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人である場合はその役員）の氏名及び略歴（申請者が住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関（以下この号において「住宅関連事業者等」という。）の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（講習の業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第二十六条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 法第二十七条第一項第一号の住宅性能評価に関する実務に関する科目を担当する講師が同項第二号に掲げる基準に適合していることを証する書類

十 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者）

十一 法第二十七条第一項第一号の住宅性能評価の承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

一二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受けた登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものについては、別記第三十号様式の登録講習機関事業

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人の譲渡しがあつたことを証する書面

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人的登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書に第二項において準用する法第十二条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の登録の更新を行うとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に回答すること。

五 修了考査は、講義の終了後を行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると認証されるおそれがある表示と。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人の譲渡しがあつたことを証する書面

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、別記第三十一号様式の登録講習機関事業

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十五号様式の登録講習機関講習事業規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（講習の業務の実施基準）

第三十条 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一 講習を毎年一回以上行うこと。

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に回答すること。

五 修了考査は、講義の終了後を行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると認証されるおそれがある表示と。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、別記第三十五号様式の登録講習機関講習事業規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

四 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、別記第三十四号様式の登録講習機関講習

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（講習の業務の実施基準）

第三十一条 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、別記第三十五号様式の登録講習機関講習事業規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 講習は講義及び修了考査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に回答すること。

五 修了考査は、講義の終了後を行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において「修了証」という。）を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると認証されるおそれがある表示と。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、別記第三十五号様式の登録講習機関講習事業規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

四 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、別記第三十四号様式の登録講習機関講習

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

- 一 講習の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習の業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講の申請に関する事項
- 五 講習の業務の実施の方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講習の業務に用いる教材に関する事項
- 八 修了考査の方法に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 講習の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 十一 第三十四条第三項に規定する帳簿その他の講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 第三十四条第三項に規定する帳簿その他の講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十三 財務諸表等（法第二十五条第二項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十四 その他講習の業務の実施に必要な事項
- 十五 登録講習機関は、講習業務規程を講習の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
- 十六 第三十二条 法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
- 十七 第三十三条 法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。
- 十八 登録講習機関の使用に係る電子計算機と法第二十五条第一項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下の条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続し

- 十九 講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 二十 第三十四条第三項に規定する帳簿その他の講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 二十一 財務諸表等（法第二十五条第二項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 二十二 講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 二十三 講習を行つた講師の氏名並びに当該講習に担当した講習科目及びその時間
- 二十四 受講者の氏名、生年月日及び住所
- 二十五 講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証の交付の年月日及び修了証の番号
- 二十六 講習の実施場所
- 二十七 講習を行つた講師の氏名並びに当該講習に担当した講習科目及びその時間
- 二十八 受講者の氏名、生年月日及び住所
- 二十九 講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証の交付の年月日及び修了証の番号
- 三十 講習の実施年月日

- 三十一 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十五条第二項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 三十二 登録講習機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第三十七条第二号において同じ。）を、講習の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。（登録講習機関に係る業務の休廃止の届出）
- 三十三 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
- 三十四 法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。
- 三十五 登録講習機関の使用に係る電子計算機と法第二十五条第一項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下の条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続し

- 三十六 登録講習機関は、講習を行つたときは、国土交通大臣の定める期日までに次に掲げて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものでなければならない。（帳簿の備付け等）
- 三十七 法第二十五条第二項において準用する法第十九条第一項の講習の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものによる書面を作成できるものでなければならない。（帳簿の備付け等）
- 三十八 第三十八条 法第三十条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつて納めることができる。（国土交通大臣が行う講習の手数料の額）
- 三十九 法第三十条の規定による手数料の額は、九万九千六百円とする。（登録講習機関に係る業務の休廃止の届出）
- 四十 第二章 住宅型式性能認定等
- 第一節 住宅型式性能認定（住宅型式性能認定の申請）
- 四十一 登録講習機業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。（登録講習機の実施結果の報告）
- 四十二 第四十二条 法第三十二条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 四十三 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四十四 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- 四十五 認定を受けた型式に係る性能表示事項
- 四十六 認定を受けた型式の性能



ル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録簿に代えることができる。  
(特別な標準)

**第五十二条** 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める方式による特別な標準は、別記第四十六号様式に定める標準とし、認証型式住宅部分等製造者がその認証に係る型式住宅部分等の見やすい箇所に付するものとする。  
(認証型式住宅部分等に関する住宅性能評価の特例)

**第五十三条** 法第四十条第二項の規定による確認書、施工状況報告書並びに第六条第五項の図書(特別な標準の禁止に係る公示)

**第五十四条** 国土交通大臣は、法第四十三条第一項又は第二項の規定により特別な標準を付することを禁止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 特別な標準を付することを禁止した認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所部分等の種類

二 特別な標準を付することを禁止した型式住宅部分等の種類

三 認証番号

四 特別な標準を付することを禁止した年月日及び禁止の期間

(旅費の額)  
**第五十五条** 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(以下「令」という)第三条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。  
(在勤官署の所在地)

**第五十六条** 旅費相当額を計算する場合において、当該�査に係る工場等の所在地に出張をする職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。  
(旅費の額の計算に係る細目)

**第五十七条** 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 國土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

**第三節 登録住宅型式性能認定等機関(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請)**

**第五十八条** 法第四十四条第一項に規定する登録登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度に掲げる書類を添えて、これを國土交通大臣に提出しなければならない。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者(法人である場合はその役員)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者の役員又は職員過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)である場合には、その旨を含む。を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項(認定等の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要)を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第四十五条第一号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第四十七条各号に規定する者であることを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

(心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者)

十二 在勤官署の所在地

十三 旅費の額を計算する場合において準用する書類

十四 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類

十五 認定等の業務を行った書類

十六 認定等の業務を行った書類

十七 認定等の業務を行った書類

十八 認定等の業務を行った書類

十九 認定等の業務を行った書類

二十 認定等の業務を行った書類

二十一 認定等の業務を行った書類

二十二 認定等の業務を行った書類

二十三 認定等の業務を行った書類

二十四 認定等の業務を行った書類

二十五 認定等の業務を行った書類

定等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。  
(登録住宅型式性能認定等機関登録簿の記載事項)  
第五十九条 法第四十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 登録住宅型式性能認定等機関が法人である場合は、役員の氏名  
二 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名  
(公示事項)  
一 登録住宅型式性能認定等機関に係る事項の変更の届出  
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。  
三 申請に係る意思の決定を証する書類  
四 申請者(法人である場合はその役員)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者の役員又は職員過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である場合には、その旨を含む。を記載した書類  
五 主要な株主の構成を記載した書類  
六 組織及び運営に関する事項(認定等の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要)を記載した書類  
七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第四十五条第一号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面  
九 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類  
十 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第四十七条各号に規定する者であることを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類  
(心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者)

十二 在勤官署の所在地

十三 旅費の額を計算する場合において準用する書類

十四 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類

十五 認定等の業務を行った書類

十六 認定等の業務を行った書類

十七 認定等の業務を行った書類

十八 認定等の業務を行った書類

十九 認定等の業務を行った書類

二十 認定等の業務を行った書類

二十一 認定等の業務を行った書類

二十二 認定等の業務を行った書類

二十三 認定等の業務を行った書類

二十四 認定等の業務を行った書類

二十五 認定等の業務を行った書類

二十六 第四十四条第三項において準用する法第十四条第三項に掲げる書類(登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八条各号に掲げる書類を添えて、これを國土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。  
(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の更新)  
第六十二条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第十四条第三項に掲げる書類(登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八条各号に掲げる書類を添えて、これを國土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。  
(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の更新)  
第六十三条 法第四十四条第三項において準用する法第十四条第三項に掲げる書類(登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八条各号に掲げる書類を添えて、これを國土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。  
(登録の承継の届出)  
第六十四条 法第四十四条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。  
一 認定等の方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定めるものとする。  
イ 住宅型式性能認定を行ふ場合 次に定められた方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。  
ロ 図書をもつて審査を行うこと。  
(2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは當

該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

(3) 住宅型式性能認定書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を指定すること。

□ 認証又は認証の更新を行う場合 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

(1) 型式住宅部分等製造者認証申請書又は認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。

(2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑惑があり、提出された書類のみでは法第三十五条各号（法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

(3) 第七十七条第二項第一号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地に行うこと。

型式住宅部分等製造者認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

(4) 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る認定等を行わないこと。

三 認定等の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅型式性能認定等機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六十五条 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

**第六十六条** 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅型式性能認定等機関が定めるものとする。

一 登録住宅型式性能認定等機関の使用に係る電子計算機と法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものと請求者に交付する方法前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

三 登録住宅型式性能認定等機関は、帳簿（前項の帳簿）による法第十九条第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの

イ 住宅型式性能認定にあつては、当該認定の申請に係る住宅又はその部分の種類、名称、構造、材料その他の概要

ロ 認証又は認証の更新にあつては、当該認証又は認証の更新の申請に係る工場等の所在地、名称その他の概要及び製造をする型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定番号その他の概要

三 認定等の申請を受け付けた年月日

四 認証又は認証の更新にあつては、実地検査を行つた年月日

五 住宅型式性能認定にあつては審査を行つた認定員の氏名、認証又は認証の更新にあつては実地検査又は審査を行つた認定員の氏名

六 審査の結果（認定等をしない場合にあつては、その理由を含む。）

七 住宅型式性能認定にあつては認定番号、認証にあつては認証番号、認証の更新にあつては更新に係る認証の認証番号

八 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書を交付した年月日（認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日）

九 法第五十三条第一項の規定による報告を行つた年月日

十 認定等に係る公示を行つた年月日

十一 第四十九条第二項の規定による公示を行つた年月日及び同項第四号の年月日

十二 法第四十四条第三項において準用する法第十四条第三項において準用する法第十九条第一項の記載に代えることができる。

十三 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十四 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項前段の規定により認定等業務規程の届出をしようとするときは、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十五 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十六 法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項

三 認定等を行つた住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項

四 認定等の業務の実施の方法に関する事項

五 認定等の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 認定員の選任及び解任に関する事項

七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 認定等の業務の実施及び管理の体制に関する事項

に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号の書類に代えることができる。

登録住宅型式性能認定等機関は、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において単に「書類」という。）を、当該認定又は認証が失効したときから二十年間保存しなければならない。

（登録住宅型式性能認定等機関に係る業務の休廃止の届出）

八 住宅型式性能認定書を交付した年月日（認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日）

九 法第五十三条第一項の規定による報告を行つた年月日

十 認定等に係る公示を行つた年月日

十一 第四十九条第二項の規定による公示を行つた年月日及び同項第四号の年月日

十二 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の記載に代えることができる。

十三 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十四 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項前段の規定により認定等業務規程の届出をしようとするときは、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十五 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十六 法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項

三 認定等を行つた住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項

四 認定等の業務の実施の方法に関する事項

五 認定等の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 認定員の選任及び解任に関する事項

七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 認定等の業務の実施及び管理の体制に関する事項



二 認定を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所

性能に関し、評価方法基準に従つて表示すべきして、特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）の名称

三 特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

（特別評価方法認定書の交付等）

第八十一条 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしたときは、別記第六十号様式の特別評価方法認定書（以下単に「特別評価方法認定書」といふ。）を申請者に交付しなければならない。

2 國土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第六十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

3 特別評価方法認定書の交付を受けた者は、特別評価方法認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、特別評価方法認定書の再交付を申請することができる。

（特別評価方法認定の手数料）

第八十二条 法第六十条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第六十条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

（試験の申請）

第八十二条 特別評価方法認定のための審査に係る試験の申請をしようとする者は、別記第六十二号様式の試験申請書に次に掲げる図書を添えて、これを登録試験機関に提出しなければならない。

一 特別評価方法の概要を記載した書類

二 評価方法基準に従つた方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類

三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の試験を実施するために必要な事項を記載した図書

（証明書の交付等）

第八十三条 登録試験機関は、試験を実施したときは、別記第六十三号様式の試験の結果の証明

書（次項において「証明書」という。）を申請する者に交付しなければならない。

二 証明書の交付を受けた者は、証明書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、証明書の再交付を申請することができる。

### 第二節 登録試験機関

（登録試験機関に係る登録の申請）

**第八十四条** 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人である場合はその役員）の氏名及び略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合は、その旨を含む。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（試験の業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十 試験員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号に掲げる者であることを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者とする）

**第八十四条の二** 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により試験の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができない者とする。

（登録試験機関登録簿の記載事項）

**第八十五条** 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二 試験の業務を行う部門の専任の管理者の  
氏名

(公示事項)

**第八十六条** 法第六十一条第三項において準用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録試験機関に係る事項の変更の届出)

**第八十七条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第六十五号様式の登録試験機関変更届出書に第八十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録試験機関に係る登録の更新)

**第八十八条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十一條第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第六十六号様式の登録試験機関登録更新申請書に第八十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第八十五条の規定は、登録試験機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

**第八十九条** 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第二項の規定により登録試験機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第六十七号様式の登録試験機関事業承継届出書に次に掲げる書類添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の事業の全部を譲り受け登録試験機関の地位を承継した者にあつては、別記第六十八号様式の登録試験機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第六十九号様式の登録試験機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第七十号様式の登録試験機関事業相続証明書及び土籍謄本

四 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録試験機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録試験機関の地位を承継した法人にあつては、別記第七十一号様式の登録試験機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（試験の業務の実施基準）

第九十条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一 次に定める方法に従い、試験員二名以上によつて行うこと。

二 口 審査を行うに際し、図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行ふことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行うこと。

ハ イ又は口の図書のみでは、試験を行ふことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提出を受け、当該試験を行ふことが困難であると認める事項について追加試験の他の方法により審査を行うこと。

三 登録試験機関が試験の申請を自ら行つた場合その他の場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これららの申請に係る試験を行わないこと。

四 試験の業務を行う部門の専任の管理者は、登録試験機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

五 試験の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第九十二条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 登録試験機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下のこの条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものと請求者に交付する方法で、前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿）

第九十三条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の試験の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 試験を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 試験の申請に係る特別評価方法の名称

三 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

四 試験の申請を受けた年月日

五 試験を行った試験員の氏名

六 証明書の交付を行った年月日

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて正確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において同じ。）は、試験の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

**第九十四条** 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項の試験の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第八十二条第一項各号に掲げる図書及び証明書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

**3** 登録試験機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において單に「書類」という。）を、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたときから二十年間保存しなければならない。

（登録試験機関に係る業務の休廃止の届出）

**第九十五条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第七十二号様式の登録試験機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程）

**第九十六条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項前段の規定により試験の業務規程の届出をしようとするときは、別記第七十四号様式の登録試験機関試験業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

**2** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第七十号様式の登録試験機関試験業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

**3** 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 試験の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が試験の業務を行う区域に関する事項

三 試験を行う住宅の種類その他試験の業務の範囲に関する事項

五 四 試験の業務に関する料金及びその収納の方  
法に関する事項

六 試験員の選任及び解任に関する事項

七 試験の業務に関する秘密の保持に関する事  
項

八 試験の業務の実施及び管理の体制に関する事  
項

九 第九十三条第三項に規定する帳簿その他の  
試験の業務に関する書類の管理に関する事項

十 財務諸表等（法第六十一条第三項において  
準用する法第十八条第一項に規定する財務諸  
表等をいう。以下この号において同じ。）の  
備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第三  
項において準用する法第十八条第二項各号  
に掲げる請求の受付に関する事項

十一 試験の業務に関する公正の確保に関する事  
項

十二 その他試験の業務の実施に関し必要な事  
項

十三 登録試験機関は、試験業務規程を試験の業務  
を行はずべての事務所で業務時間内に公衆に閱  
覧させるとともに、インターネットを利用して  
閲覧に供する方法により公表するものとする。  
(試験の業務の引継ぎ)

第十九十七条 登録試験機関は、法第六十一条第三  
項において準用する法第五十六条第三項に規定  
する場合には、次に掲げる行為をしなければな  
らない。

一 試験の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。

二 試験の業務に関する帳簿及び書類を国土交  
通大臣に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める行為  
(国土交通大臣が行う試験の手数料の納付の方  
法)

第九十八条 法第六十一条第三項において準用す  
る法第五十七条の規定による手数料の納付は、  
当該手数料の額に相当する額の収入印紙をも  
つて行うものとする。ただし、印紙をもつて納  
め難い事由があるときは、現金をもつてするこ  
とができる。  
(国土交通大臣が行う試験の手数料の額)

特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための審査	外のもの 右に掲げる試験以	特種構造別に定めたる評応方の試験必要査定法による評定の結果に付する評価								特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための審査
		構造の安定期能表	示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	構造の安定期能表	示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	構造の安定期能表	示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	構造の安定期能表	示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	
		るものを超えるもの	一平方メートル当たりの床面積	も内に一平方メートル当たりの床面積	を超えるもの	一平方メートル当たりの床面積	を超えるもの	一平方メートル当たりの床面積	を超えるもの	一平方メートル当たりの床面積
万円四十六	万円三十六	万円一百一十一	万円八十六	万円五百八十八	万円三十七	万円二十九	(は)			
円五万	円五万	万円十ー	円十万	円七万	円五万	円四万	(い)			

特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	四十六 万円 円	五 万
2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。		

一 建築基準法第六十八条の二十五第一項の構成方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類似するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）の認定のための審査に必要な試験を受けるとする場合 申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び（は）欄に掲げる額に合計額を加算した額	二 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合 申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる試験の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額	三 現行に行っている業務の概要を記載した書類（他の参考となる事項を記載した書類）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）

第四章 住宅に係る紛争の処理体制	第一節 指定住宅紛争処理機関	第二節 指定住宅紛争処理機関による調停	第三節 指定住宅紛争処理機関による調停	第四節 指定住宅紛争処理機関による調停
（指定住宅紛争処理機関に係る指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）

第五章 第一百条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けるとする者は、次に掲げる事務所の所在地	第六章 第一百零一条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けるとする者は、次に掲げる事務所の所在地	第七章 第一百零二条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けるとする者は、次に掲げる事務所の所在地	第八章 第一百零三条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けるとする者は、次に掲げる事務所の所在地	第九章 第一百零四条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けるとする者は、次に掲げる事務所の所在地
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）
（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（指定住宅紛争処理機関による指定の申請）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）	（紛争処理委員の変更の届出）

指定住宅紛争処理機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されることは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

（選任すべき紛争処理委員の数）  
第一百三十三条 法第六十八条第一項の国土交通省令で定める数は、十人とする。

（住宅紛争処理の申請手数料）  
第一百四十四条 法第七十三条第一項の規定による申請手数料の納付は、住宅紛争処理支援センターが指定する口座に当該申請手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第一百二十三条第一項において同じ。）を含む。）を、指定住宅紛争処理機関に対し、提出することにより行わなければならぬ。

法第七十三条第一項の国土交通省令で定める額は、一万円とする。

（当事者が負担する費用）

第一百五十五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の申立てに係る鑑定、証人の出頭その他の住宅紛争処理の手続に要する費用で、指定住宅紛争処理機関の長が相当と認めるものを、当事者に負担させることができる。  
（区分経理の方法）

第一百六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に係る経理について特別の勘定を設け、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務とその他の業務の双方に関連する費用について経理しなければならない。

## 第二節 住宅紛争処理支援センター

（住宅紛争処理支援センターに係る指定の申請）  
第一百六十六条の二 法第八十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 一名称及び住所  
在地  
三 支援等の業務を開始しようとする年月日  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 支援等の業務を行おうとする事務所の所

2 在地  
三 支援等の業務を開始しようとする年月日  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 支援等の業務を行おうとする事務所の所

2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。

2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。
2	六 法第八十三条第一項第八号の調査及び研究 び苦情の処理を行つた年月日 の名称並びにこれらを行つた年月日 氏名	二 申請に係る意思の決定を証する書類 四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類 イ 支援等の業務に関する知識及び絏験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項 二 申請の日の属する事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に当該記録をもつて法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えられることができる。

2	二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料）	三 に相当する費用の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によって賃料が定められたものをいう。）の賃料 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対しても支払う謝金
2	二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料）	三 に相当する費用の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によって賃料が定められたものをいう。）の賃料 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対しても支払う謝金
2	二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料）	三 に相当する費用の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によって賃料が定められたものをいう。）の賃料 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対しても支払う謝金
2	二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料）	三 に相当する費用の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によって賃料が定められたものをいう。）の賃料 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対しても支払う謝金



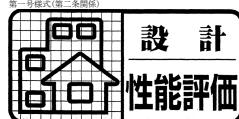
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二十七年一月二九日国土交通省令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
第二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附 則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。（施行期日）
附 則（令和元年一〇月一日国土交通省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。（施行期日）
附 則（令和元年一〇月一六日国土交通省令第四七号）抄
住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十三条第一項の認証を受けようとする者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、この省令による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十四条の規定の例により、その申請をすることができる。（施行期日）

法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。（経過措置）
附 則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）
この省令は、令和三年九月一日から施行する。（施行期日）
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則（令和三年一〇月二〇日内閣府・国土交通省令第五五号）
この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。
附 則（令和三年一〇月二〇日国土交通省令第六七号）
この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。
附 則（令和四年一月二九日国土交通省令第四号）
この命令は、公布の日から施行する。（施行期日）

（施行期日）
1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（施行期日）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。（経過措置）
附 則（令和六年一月一九日国土交通省令第二号）
（施行期日）
1 この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（施行期日）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。（経過措置）
附 則（令和六年一月二九日国土交通省令第五号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年六月二八日国土交通省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（施行期日）
附 則（令和六年六月三八日国土交通省令第一八号）抄
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。
附 則（令和六年六月二八日国土交通省令第七二号）
この省令は、公布の日から施行する。

別記  
第一号様式（第二条関係）



第一号様式（第二条関係）



第三号様式（第二条関係）



第四号様式（第三条関係）

第四回様式(第三条関係)	
設計住宅性能評価申込書 (第一回)	
登録住宅性能評価機関 略	
申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、 設計住宅性能評価を申請する。この申請書及び依頼する記載の項目は、 尚未に相談いたしません。	
空き付欄	余白欄
年 月 日	
一	

中間評定	(第2回)
出席登録用欄	
□ 中間評定	
【日本文化本物のクリア】	
【日本文化本物】	
【国語】	
【国語】	
【国語】	
【国語】	
□ 文化探求	
【日本文化本物のクリア】	
【日本文化本物】	
【国語】	
【国語】	
【国語】	
【国語】	
□ 第3回評定	
【国語】 ( ) 順次 ( ) 翌級 旁	
【国語】 ( ) 順次 ( ) 翌級 旁	
【国語】 ( ) 順次 ( ) 翌級 旁	
【国語】 ( ) 順次 ( ) 翌級 旁	

【姓名】	【性别】
【身份证号】	
1. 请仔细阅读并填写本表(填写时请勿涂改)	
2. 本表适用于所有在北京市居住的流动人口	
3. 请将本表填写完整并交到居住地的社区民警手中	
4. 流动人口登记卡由各派出所统一印制	
5. 请妥善保管此卡,如遇丢失,请及时向居住地派出所报告	
6. 请自觉遵守《北京市流动人口服务和管理办法》	
7. 请认真填写以下各项	
(第1页)	
1. 基本情况	
2. 家庭情况	
3. 工作情况	
4. 居住情况	
5. 其他情况	
6. 登记时间	
7. 附录	
8. 附录二	
9. 附录三	
10. 附录四	
11. 附录五	
12. 补册	
(第2页)	
往页上填写剩余项	
1. 年龄	
2. 性别	
3. 身份证号码	
4. 现居住地址	
5. 户籍所在地	
6. 所属派出所	
7. 手机号码	
8. 联系电话	
9. 附录一	
10. 附录二	
11. 附录三	
12. 补册	
(第3页)	

第五号様式（第三条関係）

第3回生徒会(第3回開催)	
実行委員会で性別差別申告書	
年月日	
性別差別の実態調査票	
申告の件名は以下のとおり 代表者の氏名は以下のとおり	
下記のとおり、性別差別の実態調査票を提出する。性別差別実態調査票は性別差別の実態調査のためのものであり、この実態調査票は、性別差別の実態調査を目的として、この申請書及び付属資料に記載の事項をもとに作成されたものである。	
① 性別差別実態調査票を複数枚提出する場合は、各枚ともに、 ② 性別差別実態調査票を複数枚提出する場合は、各枚ともに	
③ 本件の性別差別申告書	
④ 交付の回数	
⑤ 交付の場所	
申告の件名	
年月日	年月日
申告者名	申告者名
申告者性別	



第八号様式  
(第五条関係)

第八号様式(第五条関係) 建設住宅性能評価申請書(交付用)

(第1表) 年 月 日

建設住宅性能評価機関 構 申請者(建設住宅性能評価機関名)  
代表者の氏名

住所(郵便番号) 年 月 日

住居の品質評価の適用等に関する法律5条第1項の規定に基づき、建設住宅性能評価を申請します。この申請書は交付用です。

注記欄

第十九回(花火の説教)		秘書作成者	年	月	日
申請者	○	監修者	○	監修者	○
下記の勤務・就効用に係る事項について、規範方針を基づき検討を行なうので、今、その結果を報告する。					
1. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
2. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
3. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
4. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
5. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
6. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
7. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
8. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
9. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
10. 駅員の勤務・就効用に係る事項	是	否			
参考 1 この問題の大半は、日本では規範方針としてください。					
参考 2 本問題は、規範方針の範囲外である。					
参考 3 一部の問題にし、規範方針で該当の項目に該当する場合は、該当欄に「是」を記入して下さい。					

第十一号(改)〔住宅等の みの品質保証の促進等に関する法律施行規則第7条第2項の通知書〕	
住宅のみの品質保証の促進等に関する法律施行規則第7条第2項の通知書	
年 月 日	各 月
申請者 様	
郵便宛て性別記載欄	
別添の建物住友性別申告書及びその別添書類の記載の内容については、下記の理由 により建物住友性別申告書をさしよせんので、住宅のみの品質保証の促進等に関する法律 施行規則第7条第2項の規定に基づき、通知書を交付します。	
(理由)	
備考 ①この用紙のときは、日本郵便料金4としてください。 ②この用紙は、申請者が提出する場合に、同様の通知書を複数枚提出する場合は、各枚に同一の記入を複数枚提出する場合とみなすことを想定して作成したものです。複数枚提出する場合は、この用紙を複数枚提出する場合とみなします。	

(図書)

1. 【工事申請】及び【建・方】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
2. 【乙(所有地の権利の有無)】の欄は、【建・方】の欄における、「所有地の権利の有無」のチェックボックスに「」マークを入力された場合は、該当するチェックボックスを空欄で提出して下さい。
3. 【従業員手帳】について、既存就業在住の労働者に対する従業員手帳第5条第5項から第8項までの規定による認定申請手續を実施して下さい。
4. この表は、建設業者等の制約の申告欄の中に必要事項を記載することにより記載すべき事項をこの用紙で別枠の欄内に記載して顶くことができます。

(第二回) 指定する各自の世界の状況に関する法律的各種事項(以下は個人の視点による記載とし、各欄に複数の選択肢がある場合は、複数の選択肢を複数個選ぶことを許す。)	
【選択肢】(複数選択可)	
□ ① 本邦	
□ ② 海外	
□ ③ 国際的	
□ ④ 境内	
□ ⑤ 海外	
□ ⑥ 国際的	
□ ⑦ その他	
【選択肢】(複数選択可)	
□ ⑧ 建築・工事	□ ⑨ 建物の在宅
□ ⑩ 土地・建物等	□ ⑪ 地盤・構造等
□ ⑫ 用途別区分	□ ⑬ 用途別区分
□ ⑭ 既存建築物の在宅	□ ⑮ 既存・新規
【選択肢】(複数選択可)	
□ ⑯ 建築・工事	□ ⑰ 建物の在宅
□ ⑱ 土地・建物等	□ ⑲ 地盤・構造等
□ ⑳ 用途別区分	□ ㉑ 用途別区分
□ ㉒ 既存・新規	□ ㉓ 既存・新規
【選択肢】(複数選択可)	
□ ㉔ 明細書用箇所(各申請書類に記載される明細書)	□ ㉕ 別紙別表用箇所(各申請書類に記載される別紙別表)
【選択肢】(複数選択可)	
□ ㉖ 新規又は改修(改築の範囲)	□ ㉗ 既存・新規
□ ㉘ 既存・新規・改修(改築の範囲)	□ ㉙ 既存・新規
□ ㉚ 既存・新規・改修(改築の範囲)	□ ㉛ 既存・新規
【選択肢】(複数選択可)	
□ ㉜ 設定申請手續書	□ ㉝ 申請・提出

(住居)

1. [6. 建て方]の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
2. [7. 区分所有住宅の既存の有無]の欄は、[6. 建て方]の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
3. [12. 認定申請件数]については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第4条第4項は制度の実現による認定申請件数を記載して下さい。

(第三回) 〔申請に係る同居住宅等の住むに関する事項〕	
【1. 住戸の番号】	
【2. 住むの場所】 階	
【3. 当該住戸への経路】	
【本道】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
【本道以外】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

(注意)

- この面は、共同住宅等に係る申請の場合は作成してください。
- この面は、申請専用住所について作成してください。
- 【当該住所への経路】欄は該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- この面は、住宅性能表示等規約制度の申請書類の際に必要事項を補うことを、既存の  
住所等に関する情報を統合して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示  
されるものとします。  
（参考）

一、号の三様式(第七条の二関係)  
変更確認申請書  
(新規/増設/改築/既存)  
(第一面)

申 請 者 の 住 所 又 は  
主 た ら 事 業 所 の 在 て 地  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称  
代 表 者 の 氏 名

① この様式において、「蔵存」とは、本申請が、長期負担の上での且の保護に係る市町(市町村)(以下「市町」)の認可(市町の文化財等の保護に関する認可の届出に係るもの)のことを指すと定めます。(「一括での認可」は、人の居候の外への用件の申請を一括して認可するもので、「複数での認可」は、其異用件、異種類の用件の二つ以上のもので認められるものです)。

② 「画面を変更する住民の意向の聴取調査、住民性評議会」においては、「問題」又は「白紙」の欄に記入する旨の説明文を記入する。また、該説明文は、該説明文の記載内容が日本語の表記である旨の記載(該説明文各項目から項目までの規定による)及び該説明文の英語訳を記入して下さい。

③ 本申請は、本申請が実施する市町の認可(市町の文化財等の保護に関する認可の届出に係るもの)の申請書類に該当する。

一号の表記式(第七条の登録料)  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条の二の規定による  
販売用構造等であらす旨の確認書  
(新築・増築・改築・既存)

別部の認証申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第2条第4項に規定する長期使用構造等であること

## 第十一号の三様式（第七条の一関係）

## 第十一号の四様式（第七条の四関係）



第十五号様式（第十三条関係）

第十五号(改訂版第十三号様式)		新規住民登録機関届出更新申請書	年 月 日
団体交通工具、船	申 請 者 の 住 所	申請者の性別	
	郵便番号	男	女
登録の更新を受けないで、往生品の資本的効用等に関する法律第11条第1項の規定に基づき、			
2. 世帯の構成員	年 月 日		
3. 世帯の構成員			
4. 登録の更新を行なう事務所の所在地			
5. 登録の由来			
6. 登録の更新を行なう事務所が入る区域に属するふくふくの名前			
7. 登録の更新を行なう事務所の管理者的の名前			
8. 登録の更新を行なう区域			
(備考)			
申込者である法人の場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。			
記入 1 この記入欄の大きさは、A4規格用紙4面までとてください。			

第十六号様式（第十四条関係）

## 第十七号様式（第十四条関係）

第十七号様式(第十四回問題)	
登録住む地性別年齢職業年齢就職證明書	
年 月 日	
国土交通大臣 印	
譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあって はその代表者の氏名	
譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあって はその代表者の氏名	
次のとおり登録住む地性別年齢職業年齢就職の事項の全部の眞實性にありましたことを証明します。	
1. 登記番号	
2. 登録年月日	
3. 譲譲の年月日	
（印） 国土交通省大臣監査課長　日本郵便専用印	

第十八号様式（第十四条関係）

第十八号(式面第十四号様式)	登録住む地に差別待遇開示書類認印證明書
	年 月 日
国土交通大臣 職名	明治者 氏名
住所	
次の通り登録住む地に差別待遇開示について相談があつたことを証明します。	
1. 相談者の氏名及び住所	
2. 登録の年月日	
3. 登録の年月日	
4. 登録するにあつて差別待遇の地図を奉承する者として選定された者の氏名及び住所	
5. 領収書の年月日	
6. 登録するにあつては、日本郵便標準SA4としてください。	
2. 証明者は、健在性は、日本郵便標準SA4としてください。	

第十九号様式(第十四条関係)  
登録行政手続申請書類開示事項認証書  
年月日  
国土交通大臣 総務省  
被請求者 氏名又は本名及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
略称  
氏名又は本名及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のより詳しい登録行政手続申請書類開示について記載がなされたことを証明します。  
1. 被請求者の氏名及び法人  
2. 登録の年月  
3. 略称  
4. 登録行政手続申請書類開示の地位を兼ねた者の氏名及び住所  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2. 記明欄は、2段以上にしてください。

第二十号様式(第十四条関係)  
登録行政手続申請書類開示事項承認書  
年月日  
国土交通大臣 総務省  
請求者 氏名又は本名及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
略称  
氏名又は本名及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のより詳しい登録行政手続申請書類開示の状況に就いて記載がなされたことを証明します。  
1. 登録の年月  
2. 略称  
3. 登録の年月  
4. 申請者  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2. 用紙の上部に「登録行政手続申請書類開示事項承認書」と記入してください。

第二十一号様式(第十六号関係)  
登録行政手続申請書類開示事項承認書  
年月日  
国土交通大臣 総務省  
提出者の氏名  
略称  
氏名  
登録行政手続申請書類開示の内容に就いて記載がなされたことを証明します。  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2. 用紙の上部に「登録行政手続申請書類開示事項承認書」と記入してください。

第二十二号様式(第十六号関係)  
登録行政手続申請書類開示事項承認書  
年月日  
国土交通大臣 総務省  
提出者の氏名  
略称  
氏名  
登録行政手続申請書類を変更したので、以下の品目等の変更に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり施行出します。  
1. 变更の内容  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2. 変更後の変更をもとに「新規の品目の表示」を行ってください。



第二十七号令(第2十一条の規則)		年 月 日
登録者登録更新申請書		
国土交通省	申 請 者 の 住 所	登録者登録更新の方法
	郵便番号	代行者の名前
登録者登録更新を受取いたいで、他の品目を購入する場合は、別途法第25条第2項において規定する「印紙」(印紙第11種類)の額に基づき、申込料を支払う。		
1. 住民登録の効力範囲 年 月 日		
2. 登録者登録更新の内容		
3. 他の登録者登録更新の内容		
4. 受取人の名前と連絡方法(代理人の場合に限る) (注記)		
登録者が法人である場合は、代表者の氏名と氏名を記してください。 備考 1 この登録者は、日本語で登録してもらいたい。 備考 2 第24各項に記入する部屋を部屋ごとに記す。		

第二十八号様式(第二十九条関係)  
登録謹言権開事業承認届出書  
国土交通大臣 殿 年 月 日

会員の範囲	
会員登録する事務所	会員登録の名前
会員登録する事務所	会員登録の氏名
会員登録する事務所	会員登録の性別
会員登録する事務所	会員登録の年月日及び登録番号
会員登録する事務所	会員登録の所在地
会員登録する事務所	会員登録の年月日及び登録番号

備考 この用紙の大きさは、日本規格A4としてください。

第二十九号様式第29号関係  
昇算説習機開業事業譲渡明書

年月日

国土交通大臣局

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあって  
る場合はその代表者の  
氏名

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあって  
る場合はその代表者の  
氏名

次のとおり説習機開業の事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

1. 世界の月日

2. 登録番号

3. 説習機の種類

4. 説習機の販売店名

備考：この契約の文書は、日本商事規範A1としてください。

第三十弐條(第十九条同様)  
登録申請権関係事案相談認証並明書  
年 月 日

国土交通大臣 殿  
照 聞 姓 名  
氏名  
姓のとおり登録申請権について相談がありましたことを御明細します。  
1. 対象登録の種類及び住所  
2. 対象登録月日  
3. 対象登録年  
4. 世帯登録権利者の承認を受けて登記された者の氏名及び住所  
5. 相談開始の月日  
備考 ①登録申請権は、日本語で明示して下さい。  
②相談時は、登録申請権の地位を確認する旨を確定された者の以外の個人全員の氏名を記載して下さい。

第三十一号様式（第二十九条関係）

第三十一号様式(第29条関係)  
契約書面開示申込書類  
年月日  
国土交通大臣 署  
届け者 氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
○  
氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のより契約書面について瞭解がみきましたことを明記します。  
1. 被相手の氏名及び法人  
2. 申請の年月日  
3. 申請番号  
4. 契約書面開示の目的を示した者の氏名及び法人  
参考 1 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。  
2. 用紙幅は、2段以上にしてください。

第三十二号様式（第二十九条関係）

第三十二号様式(第29条関係)  
契約書面開示事由承認申込書  
年月日  
国土交通大臣 署  
被相手者 氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
○  
被相手者 氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のより契約書面について瞭解がみきましたことを明記します。  
1. 申請の年月日  
2. 申請番号  
3. 申請の年月日  
参考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第三十三号様式（第三十条関係）

第三十三号様式(第三十条関係)  
了解書  
年月日  
氏名  
○  
年月日  
この用紙の品質確保の実現度に於ける評定11条の諸量の評定を終了した者で  
あることを記します。  
了了者の番号  
署  
被相手者  
参考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第三十四号様式（第三十一条関係）

第三十四号様式(第三十一条関係)  
契約書面開示書類提出申出書  
年月日  
国土交通大臣 署  
提出者の氏名又は商号  
被相手者の氏名  
被相手者規約を定めたもので、必ず品質確認書類提出申出書第25条第2項に於  
て規定する同款16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり置けます。  
参考 1. 本用紙は、日本通常規格A4としてください。  
2. 本用紙は、請負業者規約を記してください。

第三十五条(第三十五回開)	年 月 日
主辦證音傳聞營業事務規程変更登出書	
國土交通大臣 署	
因 出 者 の 住 所 出票者の姓名と名前 連絡先 謹 計 算 事 務 條 例 を 变 更 し た の で、 住 所 の 計 算 事 務 條 例 に 適 合 す る 法 律 第 25 条 第 2 項 に 依 る 則 定 す る 法 律 第 16 条 第 1 項 後 頭 の 規 定 に 基 づ き、 別 部 の お し 留 け 出 す。 1. 申 請 の 事 業 2. 交 付 の 文 書 3. 二 つ の 申 請 4. 二 つ の 申 請 の ま ま は、 日 本 計 算 事 務 條 例 として だ い。 2. 申 請 及 び 改 变 事 業 を し て な し た 新 の 事 業 の 資 料 と 併 せ て く だ さ い。	

第三十一条(税金の徴収)	
被用者に賃料等を支拂はせしものに課す	
年 月 日	
団体交換大殿	提出者 の 住 所 提出者の氏名又は 提出者の名前
住所の品質保証の返済等に關する法律第25条第3項に依て準用する同法第21条第1項の規定に基づき、評議の集会の一回(全部)の終了後(提出するまで、次のとおり届け出る事)	
1. 住民登録簿上に記入する各通報書類の範囲	
2. 住民登録簿上に記入する各通報書類の範囲	
3. 住民登録上に記入する各通報書類の範囲	
4. 住民登録上に記入する各通報書類の範囲	
備考 この記入欄の大きさで、日本郵便標準規格A4としてください。	

第三十九号様式(第四十一一条関係)  
住宅型式変更認定をしない旨の通知書  
年 月 日

申請者 姓 氏名 住居に交換する  
年齢 会員登録ID登録情報

下記の申請について、下記の事項により自宅での資本化・役務等に関する法律第31条第1項第1項の規定による型式変更認定を受ける旨の申請を行った。当該申請は、当該申請の役務等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、当該申請を受けた旨。  
この結果に付随するものとし、日本国文部省が行った分類についての通知を交付いたします。

受け取った場合は、必ず上記の内容と連絡してお問い合わせください。

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金A4としてください。  
2 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。  
3 不要な文字は、消してください。  
4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

申請年月日 年 月 日  
提出する旨の記載  
理由

第四十号様式(第四十一三条関係)  
型式変更認定を受ける旨の通知書  
年 月 日

申請者 姓 氏名 住居に交換する  
年齢 会員登録ID登録情報

住居の改修・改築のための申請に際する法律第33条第1項の規定による届出を受けたいので、  
次のとおり申します。よろしくお願いいたします。

1. 型式変更の種類  
2. 型式変更の方法による型式変更認定を受ける旨の認定年月日  
3. 工事の内容  
4. 工事の実施者に開示する事項  
5. 理由

(注)① 不要な部分は、削除してください。  
② 申請者が法人である場合は、代表者の氏名と住所を記入してください。  
③ 請求欄には、当該申請に記載を受けようとしている住所を記載する旨の申明  
④ 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金A4としてください。  
2 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。  
3 不要な文字は、消してください。  
4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

受け取った場合は、必ず上記の内容と連絡してお問い合わせください。

申請年月日 年 月 日  
提出する旨の記載  
理由

第四十一号様式(第四十五号関係)  
型式変更認定を受ける旨の通知書  
年 月 日

申請者 姓 氏名 住居に交換する  
年齢 会員登録ID登録情報

住居の改修・改築のための申請に際する法律第33条第1項の規定による届出を受けたいので、  
次のとおり申します。よろしくお願いいたします。

1. 認定年月  
2. 認定を受ける型式変更の種類  
3. 認定を受ける型式変更の方法による型式変更認定を受ける旨の認定年月日  
4. 工事の内容  
5. 理由

(注)① 不要な部分は、削除してください。  
② 申請者が法人である場合は、代表者の氏名と住所を記入してください。  
③ 請求欄には、当該申請に記載を受けようとしている住所を記載する旨の申明  
④ 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金A4としてください。

2 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。

3 不要な文字は、消してください。

4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

受け取った場合は、必ず上記の内容と連絡してお問い合わせください。

申請年月日 年 月 日  
提出する旨の記載  
理由

第四十二号様式(第四十五号関係)  
認定をしない旨の通知書  
年 月 日

申請者 姓 氏名 住居に交換する  
年齢 会員登録ID登録情報

下記の申請については、下記の事項により自宅での資本化・役務等に関する法律第31  
条第1項第1項の規定による型式変更認定を受ける旨の申請を行った。当該申請は、当該申請の  
役務等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、当該申請を受けた旨。

この結果に付随するものとし、日本国文部省が行った分類についての通知を交付いたします。

受け取った場合は、必ず上記の内容と連絡してお問い合わせください。

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金A4としてください。

2 本件外型式変更認定等場合は、審査の円滑な実施を図るために必要な範囲にて複数枚提出することができます。

3 不要な文字は、消してください。

4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

受け取った場合は、必ず上記の内容と連絡してお問い合わせください。

申請年月日 年 月 日  
提出する旨の記載  
理由



第四十七号様式（第五十八条関係）

第47号様式(第58条関係)  
登録にて型式認定専機関登録申請書  
国土交通省 総務課  
申請者の方の住所  
申請者の方の氏名又は名称

「(注)登録が認められた場合は、本機関の名前で登録する登録料44条第3項において規定する登録料を受け取らなければなりません。」  
1. 登録料受け取る方の登録料の額  
2. 登録料受け取る方の登録料の額  
3. 登録料受け取る方の登録料の額  
4. 登録料受け取る方の登録料の額  
5. 登録料受け取る方の登録料の額  
6. 登録料受け取る方の登録料の額

(注)登録料が認められない場合は、本機関の名前で登録料44条第3項において規定する登録料を受け取らなければなりません。  
参考 1 この機関の大きさは、日本産業規格4Aとしてください。  
2 登録料各項目に掲げる書類を添付してください。

第四十八号様式（第六十一条関係）

第48号様式(第61条関係)  
登録にて型式認定専機関登録実施届書  
国土交通省 総務課  
提出者の住所  
提出者の氏名又は名称  
提出者の代表者の氏名

(1) 本機関名及び登録料の額  
(2) 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
(3) 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
(4) 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
(5) 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
(6) 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
登録料を受け取る方の登録料の額を変更するので、往々の本機関の登録料に該する登録料44条第3項において規定する登録料を改めて、提出する旨を記入して下さい。参考

登録料額	変更前	変更後	登録料受け取る方	備考

2. 变更の理由  
参考 この機関の大きさは、日本産業規格4Aとしてください。

第四十九号様式（第六十二条関係）

第49号様式(第62条関係)  
登録にて型式認定専機関登録登録申請書  
国土交通省 総務課  
申請者の方の住所  
申請者の方の氏名又は名称  
申請者の方の代表者の氏名

登録料を受け取る方の登録料44条第3項において規定する登録料44条第2項において規定する登録料15条第1項の規定に基づき、申請します。  
1. 登録料の額  
2. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
3. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
4. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
5. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
6. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
7. 登録料の額の支拂行う場所の所在地

(注)登録料が認められない場合は、本機関の名前で登録料44条第3項において規定する登録料を受け取らなければなりません。  
参考 1 この機関の大きさは、日本産業規格4Aとしてください。  
2 登録料各項目に掲げる書類を添付してください。

第五十号様式（第六十三条関係）

第50号様式(第63条関係)  
登録にて型式認定専機関登録登録届書  
国土交通省 総務課  
提出者の住所  
提出者の氏名又は名称  
提出者の代表者の氏名

往々の本機関の登録料に該する登録料44条第3項において規定する登録料44条第2項において規定する登録料15条第1項の規定に基づき、登録する旨を記入して下さい。  
1. 登録料の額  
2. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
3. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
4. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
5. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
6. 登録料の額の支拂行う場所の所在地  
7. 登録料の額の支拂行う場所の所在地

(注)登録料が認められない場合は、本機関の名前で登録料44条第3項において規定する登録料を受け取らなければなりません。  
参考 1 この機関の大きさは、日本産業規格4Aとしてください。  
2 登録料各項目に掲げる書類を添付してください。

第51号-別紙第6号〔参考用〕	
旨趣並て性別認定並特典の事務手続の実施状況	
年 月 日	
国 土交通大臣	承認者 氏名又は名称及び法人について はどのくの責任者の名前
	承認者 氏名又は名称及び法人について はどのくの責任者の名前
文 錄	承認者 氏名又は名称及び法人について はどのくの責任者の名前
次のとおり旨趣並て性別認定並特典の事務手續の実施状況を記入せよ。	
1. 年度の月日	
2. 対象者	
3. 調査の年次	
備考 この調査の大綱の大きさは、日本郵便規範A4としてください。	

南五十二条北(第十二街区)	
住 所 在 宮 勝 道 駒 岡 町 駒 岡 通 明 告 白	
年 月 日	
國土交通省 地圖	證明者 氏名 住所
次のとおり記載在室で型式認定等掲載について相談をありましたことを証明します。 1. 設計者及び監修者の氏名及び住所 2. 施工の年月日 3. 施工場所 4. 甲斐市役所の建築課等係員の指揮を承諾するとして譲渡された者の氏名及び住所 5. 相談開始の年月日 6. 相談終了の年月日 大きさは、日本規格規範M4としてください。 7. 別用紙 1. 本件の施工大さきは、日本規格規範M4としてください。 2. 别用紙2. 甲斐市役所の建築課等係員の指揮を承諾する者と譲渡された者以外の公職員の氏名を記載してください。	

第五十三条(様式六十九)選任等の権限を有する監査官の証明書	
監査官が選任等の権限を有する監査官の証明書	
年 月 日	
国土交通省	監査官
姓 名: 田中 久美子 性 别: 女 年 齡: 35歳 学 校: 大学卒業 就 業 先: 一般会社	
次のとおり監査官として監査官の権限を有するに付いて相談がありましたことを証明します。	
1. 監査官の氏名及び住所	
2. 職務の内容	
3. 監査官として監査官の権限を有する地位を離れた者の氏名及び住所	
4. 監査官として監査官の権限を有する地位を離れた者の職務の内容	
備考 1 この場合のことは、日本損害保険協会としてください。 2 監査官は、2人以上とさせてください。	
監査官: 田中 久美子	

第五十五号様式（第六十九条関係）

第五十五条様式(第六十九条関係)  
登録住宅型式変更認定等機関審査依頼止當出書  
国土交通大臣 構 略出者 の 命 令  
届出者名又は名称  
日本での品質保証の役務等に要する法律第44条第1項に付て開示する同法第22条第1項  
の規定に基づき、既存等の新規の一定の品質的かつ性能の標準を有するので、次のとおり届け出  
ます。  
1. 登録住宅型式の登録登録の範囲  
2. 登録登録の上より下の範囲  
3. 登録登録の上より下の範囲  
参考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第五十六号様式（第七十条関係）

第五十六条様式(第七十条関係)  
登録住宅型式変更認定等機関認定等審査依頼止當出書  
国土交通大臣 構 略出者 の 命 令  
届出者名又は名称  
日本での品質保証の役務等に要する法律第44条第1項に付て開示する同法第22条第1項  
の規定に基づき、既存等の新規の一定の品質的かつ性能の標準を有するので、次のとおり届け出  
ます。  
1. 登録登録の上より下の範囲  
2. 登録登録の上より下の範囲  
参考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第五十七号様式（第七十条関係）

第五十七条様式(第七十条関係)  
登録登録の上より下の範囲  
国土交通大臣 構 略出者 の 命 令  
届出者名又は名称  
日本での品質保証の役務等に要する法律第44条第1項に付て開示する同法第22条第1項  
の規定に基づき、既存等の新規の一定の品質的かつ性能の標準を有するので、次のとおり届け出  
ます。  
1. 登録登録の上より下の範囲  
2. 登録登録の上より下の範囲  
参考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 登録登録の上より下の範囲を用いて新規登録の用紙を記入して下さい。

第五十八号様式（第七十一条関係）

第五十八条様式(第七十一条関係)  
認定書を行った旨の報告書  
国土交通大臣 構 略出者 の 命 令  
届出者名又は名称  
登録登録、認証の実施を行つたので、在宅販賣機器の登録登録等に関する法律第22条第1項  
の規定に基づき、次のとおり報告いたします。  
1. 認定登録、認証の実施を行つたもの名前は新規登録の用紙と記入及び登録登録  
2. 認定登録、認証の実施を行つた登録登録の登録登録はその部分の確認登録登録部分等の  
種類  
3. 認定登録、認証の実施を行つた登録登録の登録登録は新規登録の用紙と記入及び登録登録  
4. 登録登録に係るものにあっては、認定登録、認証の実施を行つた登録登録の登録登録等に  
係る登録登録  
5. 認定登録の登録登録  
6. 認定登録の登録登録  
参考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 登録登録が記入ある場合は、登録登録の氏名も併せて記載してください。

第五十九号様式(第78条関係) 特別評価方法認定申請書

年月日

申請求の氏名又は本名  
代理人の氏名

住所の変更届出に要する法務事務所名又は登録特別評価方法認定の事務所の名称  
登記料の支拂いを受けています。この申請書及び認定登記の手続は、審査に係  
るべき事項。

記  
1. 本件を交付した特別評価方法認定登記の手続  
2. 認定登記の手続を用いて評価された特別評価方法  
3. 請考  
4. その他

① 申請求法人である場合は、内規等をもって記載してください。  
② 登記料の支拂いを受けています。この申請書及び認定登記の手続を受けるとともに、登録する  
事務所の事務を了承して下さい。  
③ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手続を受けることにより登録料を支拂うことを承  
認します。  
④ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手続は、別途により提出することができます。  
⑤ この申請書の右側に手賃料の額に相当する収入印紙(印紙をしてないものに限  
る)を貼付けて下さい。

第六十号様式(第80条関係) 特別評価方法認定登記

年月日

申請求者 姓 国土交通大臣

下記の特別評価方法について、住宅の品質担保と併せて適用する法律第58条第1項の  
規定に基づき、日本で住宅を販売する場合にあって品質すべき性態に該する、評価方法基準に  
該するものとして認めることを認定登記する旨を記載する。

記  
1. 認定登記した特別評価方法の名称  
2. 認定登記の手続を用いて評価された特別評価方法の名称  
3. 認定登記した特別評価方法の内容  
4. 請考  
5. その他

この申請書の右側に手賃料の額に相当する収入印紙(印紙をしてないものに限  
る)を貼付けて下さい。

第六十一号様式(第80条関係) 特別評価方法認定しない旨の通知書

年月日

申請求者 姓 国土交通大臣

下記の申請については、下記の理由により住宅の品質担保の役割に関する法律第58  
条第1項の規定に基づき、日本で住宅を販売する場合にあって品質すべき性態に該する、評価方法基  
準に該する法務行政特別評価方法第2項の規定により通知書を交付します。

記  
1. 本件を交付した特別評価方法の名称  
2. 本件を認定登記する特別評価方法の名称  
3. その他

この申請書の右側に手賃料の額に相当する収入印紙(印紙をしてないものに限  
る)を貼付けて下さい。

第六十二号様式(第82条関係) 訴訟申済書

年月日

申請求の氏名又は本名  
代理人の氏名

住所の変更届出に要する法務事務所名又は登録特別評価方法認定の事務所の名称  
登記料の支拂いを受けています。この申請書及び認定登記の手続は、審査に係  
るべき事項。

記  
1. 本件を交付した特別評価方法認定登記の手続  
2. 認定登記の手続を用いて評価された特別評価方法  
3. 請考  
4. その他

① 本件を交付した特別評価方法認定登記の手続  
② 認定登記の手續を用いて評価された特別評価方法  
③ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手續を受けることにより登録料を支拂うことを承  
認します。  
④ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手續は、別途により提出することができます。  
⑤ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手續は、別途により提出することができます。  
⑥ 本件を交付した特別評価方法認定登記の手續は、別途により提出することができます。

この申請書の右側に手賃料の額に相当する収入印紙(印紙をしてないものに限  
る)を貼付けて下さい。

第六十三号様式（第八十三条関係）

第六十四号様式（第八十四条関係）

第六十四種特許(特許第十四種特許)		特許が権利開始申請書	年月日
出文交換式		中 　　請 　　者	
		申 　　請 　　者 　　の 　　文 　　字 　　は	
		代 表者の氏名	
住 所 の 権 利 保 安 保 有 等 に 関 す る 告 白			
第 64 号 特 許 第 14 号 に 付 け ら れ て 有 す る 特 許 を 受 け た い の で、下記の 4 項目を 2 枚の用紙に記入して、2 枚を提出する。			
1. 特許の実施を行ふ場所の所在地			
2. 特許の実施を行ふ事業者の名称			
3. 特許の実施を行ふ事業者の法人の代表者の氏名(法人の場合は法人の頭に記入)。			
4. 特許の実施を行ふ事業者の個人の氏名			
5. 特許の実施を行ふ事業者の年齢			
(注) 本特許が権利をもつた人であることを、代表者の名前も併せて記載してください。 参考 1 この欄に記入された方の権利を保護する特許権者としてご使用ください。			

第六十五号様式（第八十七条関係）

第六十六号様式（第八十八条関係）

第六十六号(第十八年六月開)	登録特許開聞録登記申請書
年 月 日	
國交省通商産業省	
中華人民共和国 中華人民共和国文部省	
特許の更新を受けない場合、在宅で申請する場合は、本件の登記料に半額の登記料を徴収する法律第61条第3項において規定する法律第119条第1項の規定に基づき、料金を半額とする。	
年 月 日	
特許の分類	
特許の公報 (登記料) 勘定簿の範囲	
特許料金	
役員の在宅登記料 (代理人による場合は、 代理人の在宅登記料と同一の料金を徴収する。)	
特許料金の支拂いの方法 (代理人による場合は、 代理人の支拂いの方法を徴収する。)	
(甲)申請料	
特許料金の支拂いの方法 (代理人による場合は、代理人の支拂いの方法を徴収してください。 代理人の在宅登記料と同一の料金を徴収してください。)	
特許料金の支拂いの方法 (代理人による場合は、代理人の支拂いの方法を徴収してください。)	
特許料金の支拂いの方法 (代理人による場合は、代理人の支拂いの方法を徴収してください。)	

第六十七号様式（第八十九条関係）

## 第六十八号様式（第八十九条関係）

第六十九号(昭和八十九年三月開幕)		競馬試験開幕専用請求証明書	年 月 日
国田交通大区 稲			
譲り渡した者		氏名又は名称及び法人について はその代表者の氏名 住所	
譲り受けた者		氏名又は名称及び法人について はその代表者の氏名 住所	
次のとおり翌競馬実施機関の事業部の承認しがありましたことを証明します。			
1.	翌年の年月日		
2.	競馬の年月日		
3.	競馬の年月日		
備考：この用紙の大きさは、日本郵便規格A4としてください。			

第六十九号様式（第八十九条関係）

第六十九号様式(八十九系問題)		登録試験機関事務局回送證明書	年	月	日
団体名	交通大橋	證明者 氏名			
住所					
氏名と登録試験機関について相続が辦理されたことを證明します。					
1. 被相続人の氏名及び住所					
2. 相続開始の日					
3. 登録事務局					
4. 登録試験機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所					
5. 相続開始の日					
備考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金B4までにしてください。					
2番手は、登録試験機関の地位を承継する者として選定された以外の個人会員の氏名を記入してください。					

第七十号様式（第八十九条関係）

第七号式(改)ハセトキモタケ	
登録試験場開業届出証明書	
年 月 日	
国土交通省 県	
照会名又は登録番号に記入してある はその代理者の氏名	
照会名又は登録番号に記入してある はその代理者の氏名	
照会名又は登録番号に記入してある はその代理者の氏名	
次のとおり登録試験場について説明がありまことを証明します。	
1.	被験人の名前及び性別
2.	被験場の所在地
3.	世界地図
4.	登録試験場認定書を受取った者の氏名及び住所
5.	登録試験場認定書の登録番号
参考	1 この登録の大きさは、登録審査費44としてください。 2 説明欄は、A4としよてください。

第七十一号様式（第八十九条関係）

第71号様式(第89条関係)  
契約解除期間事由未明記申告書  
年月日  
国土交通大臣 総務  
被申告者 氏名又は本名及び住所にあって  
はその他の被申告者の氏名  
登録番号  
業種 氏名又は本名及び住所にあって  
はその他の業種の氏名  
改めており分割によって登録解除期間の事由の上記のとおり申告したことを説明しま  
す。  
1. 当初の年月日  
2. 变更年月日  
3. 未明記の年月日  
備考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

第七十二号様式（第九十五条関係）

第72号様式(第95条関係)  
契約解除期間事由未明記申告書  
年月日  
国土交通大臣 総務  
被申告者 氏名  
被申告者の本名又は  
登録番号  
改めており分割によって登録解除期間の事由の上記のとおり申告したことを説明しま  
す。  
1. 体支便局名(上)と下で同一の郵便局の名称  
2. 体支便局名(上)と下で同一の郵便局の名称  
3. 体支便局名(上)と下で同一の郵便局の名称  
4. 体支便局名(上)と下で同一の郵便局の名称  
備考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

第七十三号様式（第九十六条関係）

第73号様式(第96条関係)  
契約解除期間事由未明記申告書  
年月日  
国土交通大臣 総務  
被申告者 氏名  
被申告者の本名又は本姓  
登録番号  
改めており分割によって登録解除期間の事由の上記のとおり申告したことを説明しま  
す。  
1. 未明記の年月日  
2. 基本の年月日  
備考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 基本に基る変更及び未明記を説明した用紙を添付してください。

第七十四号様式（第九十六条関係）

第74号様式(第96条関係)  
契約解除期間事由未明記申告書  
年月日  
国土交通大臣 総務  
被申告者 氏名  
被申告者の本名又は本姓  
登録番号  
改めており分割によって登録解除期間の事由の上記のとおり申告したことを説明しま  
す。  
1. 未明記の年月日  
備考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 変更及び未明記を説明した用紙を添付してください。

第七十五号様式(第三百三十三条)	
指定住宅等修理賃貸借契約書延長届	
年 月 日	
団体住宅 延期	提出者の住所 郵便番号と本籍地
代理人の氏名	
住居の品目及び修理費の算出に関する同法第23条第2項の規定に基づき、修理料金の算出に際して同一会員の他の会員に対する手数料を支拂う場合は、次のとおり記入する。	
1. 修理料金(%)	
2. 修理料金(%)	
3. 修理しようとする箇所にあっては、その期間	
4. 修理料金の理由	
参考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4としてください。	

第七十六号律令式(西暦西暦用)	
住行証拠申請書	
年 月 日	申込人
阪府官守地政課長職	
1. 当事者等の氏名及び住所 申込人【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 代理人【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】	
2. 訴争の内容等の事項 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 【西暦西暦用】 3. 住む地番の町名等 【西暦西暦用】	
4. 住む地番の町名等 【西暦西暦用】	
5. 取引の事項 空地の取引額、空地の面積及び建物の内定額 この空地の取引額は自己に付けるものと見做す 【西暦西暦用】 建物の面積を算出する 【西暦西暦用】	
6. 申込の年月日 【西暦西暦用】 年 月 日	
7. 申込の年月日 【西暦西暦用】 年 月 日	

参考 2 この用件の大きさは、日本郵便料金表44をご覧ください。

- 1 指定住宅に郵便物を投函する場合は、郵便の事務所で実施してもらうべき必要な範囲内でこの形式の郵便を要した場合は、それによることができます。
- 2 各種ご購入されるべき事項は、別途より提出頂けることができます。
- 3 電算機連絡書等の、貿易規則等の書類の郵便の書類を併せて提出してください。
- 4 個別契約者、住宅性能評価書等の施設登録処理の参考となる書類を併せて提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第十七小節(法律別紙第一二二条第四項) 年度別計画書	
住むべき賃貸の保有に関するふるさと銀行規則第二条第四項の規定により、前記の計画書を作成しを要します。	
年 月 日	
住むべき賃貸の登録センター 総務課住むべき賃貸課長 (代筆者の名添)	
1. 勘定科目別年間予算	
期 初 手 球 額	新規契約締結件数
期 末 手 球 額	年間貢献込額
2. 賃貸取扱い	
施 戰 の 長 本	期 初 手 球 額(A) 期 末 手 球 額(B) 期 末 剰 余 額(C) 期次中増額(D) 期次中減額(E)
合 计	
3. 計画実績	
施 戰 の 長 本	期初手球額(A) 期終手球額(B) 年間貢献額(C) 期次中増額(D) 期次中減額(E)
合 计	

第七十九号様式（第二百二十一條關係）

## 第八十号様式（第二百二十三條関係）

3. 事務所使用料	
(1) 事務所所在地	
(2) 事務所区分(どちらかに○)	
(所有者登録・借用登録)	
事務所面積(㎡) [A]	延床面積(㎡) [B]
	区分面積(㎡) [C]
	面積申請額(円) [A]×枚数×[C]/[B]

(註) ① 本規則は、日本郵便及び各郵便局によるもの。

② 郵便局の事務合規は、今後定期的に、郵便のうち半分以上が郵便事業に提出される見込みで定められてください。

③ 郵便局の事務合規は、定期的に、郵便のうち半分以上を提出して下さい。

④ 郵便局の事務合規は、郵便事業半期毎に、過去の3ヶ月間に於ける定期的な事務合規提出が、今後定期的に、事務合規提出の合意を、各郵便局へ小口郵便料金改定等に出して下さい。

⑤ (例) 1年間事務合規、2年間事務合規、3年間事務合規を5%でケーブルテレビ料金改定に適用する場合

⑥ 電算化実施に際しての問題

⑦ 事務所用印の使用の事務合規提出書式、1月あたりの記入を希望して下さい。

⑧ 事務所用印の使用の事務合規提出書式、所長事務所又は贈呈事務所において、郵便局の事務合規提出書式の記入欄に「*○○年○月○日*」と記入して下さい。

⑨ この用印の大きさは、日本郵便規範A4としてください。

第七十九号(改修百一十一号令)		不動産取引登記手続書	
(年月日)		(年月日)	
不動産の登記(役員等に関する権利地盤)に係る権利地盤登記第16条の規定により、右権利地盤登記を提出いたします。			
年月日			
宅地お手続センター(略)			
指定宅地お手続センター略名			
代表者名			
権利人(土地登記者)	配偶者	原(親)	孫(孫)
権利人(土地登記者)	配偶者	原(親)	孫(孫)
合	計		

【注意】  
備考欄には、必要に応じ、主な使用目的を記入してください。

被選定モードの登録 登録者の方の氏名				
科 目	次年度額(円)	前予算額(円)	差(円)	備考
I. 収入の部				
1. 預金、貯蓄等の預り金				
2. 税外課税の収入				
3. 当期資金収支額 (合計)(A)				
II. 支出の部				
1. 事業費				
2. 特別費(受取料)				
3. 保証金等の預り金				
4. 借入金の返済額				
5. 認定・見直し調整費				
6. 修繕費				
7. 修繕費				
8. 次年度繰入額 (次年度繰入)(B)				
当期資金収支額(A)-(B)				

(注) (1) 収入合計と、支出合計及び勘定残高の合計額の一致を確認してください。  
(2) 支出の部に掲げる科目以外にも料目(項目を含む)を設けることができます。  
(3) 勘査欄には、必要に応じて、各科目の次算額について、その主な用途、予算額との差額の要因等を記入してください。  
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。